

富良野市子育て世帯宅地取得支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅建設による定住を促進し、子育て世帯の生活環境の向上、地域経済及び地域コミュニティの活性化を図るため、市が所有する未利用地を有効活用した子育て世帯への宅地取得支援に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯：夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で、中学生以下の子ども（現に妊娠中である場合を含む。）を持つ世帯
- (2) 子育て世帯宅地：市有地で別に定める区画
- (3) 住宅：自らが居住する一戸建ての住宅
- (4) 市内建設業者：富良野市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する本店を有し、同条第2項に規定する建設工事の種類のうち建築工事業の許可を受けている法人

(支援対象者)

第3条 子育て世帯への宅地取得支援の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する住宅を建築するための宅地を必要としている個人で、子育て世帯の者であること。
- (2) 自ら居住する宅地の属する地区（以下「地区」という。）の自治会（町内会等）活動に積極的に参加できる者であること。
- (3) 宅地引き渡し後3年以内に、当該宅地に自己の居住する住宅を市内建設業者と契約を締結し、建築する者であること。
- (4) 土地及び建築しようとする住宅の所有権者となる者であること。
- (5) 建築した住宅において、10年以上居住する者であること。
- (6) 住宅建築後、速やかにその住所地に生活の本拠及び住民票を移せる者であること。
- (7) 居住する者全員が、本市の市税等の納付義務を負う金銭債務を滞納していない者であること。
- (8) 居住する者全員が、富良野市暴力団排除条例（平成26年条例第28号）第2条第2号及び第3号に該当しない者であること。
- (9) 次の事項を了承し、宅地引き渡し後に生じた問題について、自らの責任において解決する者であること。

- ア 土地の引き渡しは現状有姿である
- イ 市は土地の現地説明を行わない
- ウ 市は土地の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査を行わない
- エ 実測面積と公簿上の面積との間に相違が生じても、市は地籍更生登記を行わない
- オ 市は隣地との境界標の補修や打ち直しを行わない

(申込み手続き)

第4条 子育て世帯宅地の申込を行う者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯宅地譲渡申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前条に該当する者でなければならない。
- 3 申請は、子育て世帯宅地の複数の区画について行うことはできない。

(必要書類)

第5条 前条の申請には、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 建築しようとする住宅に居住する全員の住民票の写し
- (2) 調査同意書兼誓約書（様式第2号）
- (3) 現に妊娠中である場合にあっては、母子健康手帳の写し
- (4) その他市長が指示するもの

(所有権)

第6条 土地及び建築しようとする住宅の所有権者は、申請者と申請者の配偶者に限る。

(譲渡の決定)

第7条 市長は、第4条の申請があったときは、その内容を審査し、子育て世帯宅地の譲渡が適当であると認める場合は譲渡を決定し、子育て世帯宅地譲渡決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 市長は、一の区画につき別途定めた期間に複数の申請があったときは、抽選により譲渡者を決定するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査を行った結果、譲渡が適当でないと認める場合は、子育て世帯宅地譲渡不可通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(子育て世帯宅地の売買価格等)

第8条 子育て世帯宅地の売買価格等は、「富良野市普通財産売払処分事務取扱要綱」第6条及び第7条を適用し算出した額を参考に、市長が別に定める額を軽減した額をもって販売価格とする。

(契約)

第9条 申請者は、譲渡の決定を受けた日から1月以内に土地譲渡契約を市長と締結しなければならない。

(売買代金の納入)

第10条 売買代金は、前条の契約締結日から90日以内、または翌年度の4月30日のいずれか早い日までに全額を納入しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(所有権移転登記)

第11条 所有権移転登記は、売買代金の完納後に市が行う。

- 2 所有権移転登記及び譲渡契約に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 売買代金の完納後、申請者を義務者として課される公租公課等は申請者の負担とする。

(買戻特約)

第12条 市は、子育て世帯宅地に所有権移転登記と同時に10年間の買戻しの特約を付するものとする。

- 2 買戻特約期間満了後、抹消登記に係る手続きは、申請者が行い、その費用は申請者の負担とする。

(土地の引き渡し)

第13条 子育て世帯宅地の引き渡しは、所有権移転登記の完了日とする。

(転売等の制限)

第14条 申請者は、第12条第1項の期間、土地及び建物を売買、贈与、交換等によって所有権を第三者へ移転することはできないものとする。また、土地及び建物には、住宅を建築するための借り入れによる抵当権の設定を除き、質権、地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定しないものとする。ただし、相続などやむを得ない特別な事情による場合はこの限りではない。

(譲渡決定の取消し又は契約の解除)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、譲渡の決定を取消し又は土地譲渡契約を解除することができる。

- (1) 契約締結までの行為が虚偽の記載又は不正な手段によって行われたとき。
- (2) 第9条の期限までに土地譲渡契約を締結しないとき。
- (3) 土地譲渡契約に違反したとき。

- (4) 申請者が譲渡決定の取消し又は土地譲渡契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 子育て世帯宅地の譲渡に係る売買代金を期限までに支払わないとき。
- 2 前項の規定により、譲渡の決定を取消し又は土地譲渡契約を解除した場合は、譲渡の決定等取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、土地譲渡契約の解除を受け既に売買代金を市に納付している場合、市は売買代金を申請者に返還する。なお、返還金は無利息とし、申請者は違約金として売買代金の 100 分の 20 相当額を市に支払うものとする。

（買戻し）

第 16 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、買戻しを行うことができる。

- (1) 宅地の引き渡しまでの行為が虚偽又は不正な手段によって行われたとき。
 - (2) 第 3 条の規定に違反したとき。
 - (3) 第 14 条の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により、買戻しを行う場合は、買戻し決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた申請者は、子育て世帯宅地を原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 4 買戻しをする場合の価格は、土地譲渡契約に定める売買代金とし、市は当該代金を返還する。なお、返還金は無利息とし、申請者は違約金として売買代金の 100 分の 20 相当額を市に支払うものとする。

（損失補償）

第 17 条 譲渡の決定を取消し若しくは土地譲渡契約を解除又は買戻しをしたことによる申請者の損失について、市は補償しない。

（調査等）

第 18 条 市は、本要綱の施行に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、必要な調査を行うことができる。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。